

県内事業者の SDGs 推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託仕様書

1 業務名

県内事業者の SDGs 推進に係る企業版ふるさと納税受入促進業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務概要

鳥取県が行う事業者向け SDGs 推進関連事業（以下「事業者向け SDGs 推進事業」という。）に対する企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）の受入を促進するため、企業版ふるさと納税を通じた寄附に関心を有する企業（以下「寄附見込企業」という。）へ事業者向け SDGs 推進事業の周知を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月10日まで

4 業務内容

(1) 寄附見込企業に対する鳥取県のプロジェクトの紹介

とっとり SDGs 企業認証制度や認証事業者の取組等について、寄附見込企業に向けて、紹介・情報発信し、本プロジェクトへの関心・理解を深められるよう働きかけを行う。

(2) 寄附見込企業の新規開拓及び鳥取県に対する寄附見込企業の紹介

幅広く県外企業にアプローチし、寄附見込企業の新規開拓を行うとともに、寄附見込企業を鳥取県に対し紹介、仲介する。

(3) 前各号のほか、鳥取県の寄附獲得に資する支援

その他、事業者向け SDGs 推進事業に係る県外企業からの寄附獲得に向け幅広い効果的な支援を行う。

5 業務執行上の留意点

(1) 本業務の遂行に当たり、受注者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受注者が当該損害額を負担すること。

(2) 委託期間の満了又は契約の解除により、本業務の受注者が変更になった場合は、新たな受注者に対し、責任を持って本業務を引き継ぐこと。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、業務従事者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「特定個人情報等

取扱業務委託契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
(2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。